

厚生年金保険・国民年金事業の概況

(令和 8 年 4 月現在)

この統計では基本的に、被用者年金一元化により新たに厚生年金保険の適用対象となった、国家公務員共済組合、地方公務員共済組合及び日本私立学校振興・共済事業団の情報を含まない。

1. 総括

(1) 適用状況

- 令和8年4月末の厚生年金保険（第1号）及び国民年金の被保険者数は、6,299万人であり、前年同月に比べて、3万人（0.1%）増加している。

表 1 制度別適用状況

	事業所数	被保険者数(人)			標準報酬月額 の平均 (円)
		総数	男子	女子	
厚生年金保険（第1号）	2,966,800	43,927,949	25,661,024	18,266,925	338,224
船員以外	2,962,926	43,875,785	25,608,860	18,266,925	338,087
一般男子	・	25,608,489	25,608,489	・	383,372
女子	・	18,266,925	・	18,266,925	274,600
坑内員	・	371	371	・	414,189
（再掲）短時間労働者	155,982	1,235,541	280,449	955,092	161,385
船員	3,874	52,164	52,164	・	453,949
国民年金	・	19,066,039	7,066,541	11,999,498	・
第1号	・	12,871,663	6,842,091	6,029,572	・
任意加入	・	209,241	86,059	123,182	・
第3号	・	5,985,135	138,391	5,846,744	・
合計	・	62,993,988	32,727,565	30,266,423	・

注. 厚生年金保険（第1号）の被保険者のうち、坑内員及び船員は全員男子とみなした。

(2) 給付状況

- 令和8年4月末の厚生年金保険（第1号）及び国民年金の受給者数（同一の年金種別を除く延人数）は、4,385万人であり、前年同月に比べて、15万人（0.3%）減少している。

表 2 制度別年金受給者数

(単位：人)

	総数	老齢給付		障害年金	遺族給付	
		老齢年金 ・25年以上	通算老齢年金 ・25年未満		遺族年金	通算遺族年金
厚生年金保険（第1号）計	36,262,497	15,712,294	14,092,808	572,119	5,876,692	8,584
旧共済組合を除く	36,063,681	15,598,681	14,050,747	570,460	5,835,437	8,356
旧法	339,529	83,601	56,971	19,697	171,093	8,167
新法	35,715,435	15,513,582	13,993,576	550,124	5,658,153	・
（再掲）基礎あり	28,802,092	15,116,084	13,265,043	360,209	60,756	・
基礎または定額あり	28,395,183	15,123,819	13,271,364	・	・	・
基礎繰上げあり	2,200,733	791,670	1,409,063	・	・	・
基礎繰上げなし	26,194,450	14,332,149	11,862,301	・	・	・
基礎及び定額なし	1,111,975	389,763	722,212	・	・	・
船員保険（旧法）	8,717	1,498	200	639	6,191	189
旧共済組合 計	198,816	113,613	42,061	1,659	41,255	228
旧法	37,494	24,570	776	571	11,349	228
新法	161,322	89,043	41,285	1,088	29,906	・
（再掲）基礎あり	129,258	88,463	39,864	930	1	・
国民年金 計	36,517,383	33,195,721	970,990	2,273,912	76,760	・
（再掲）基礎のみ共済なし・旧国年	6,218,461	4,156,801	211,903	1,822,176	27,581	・
旧法抛出处	244,826	137,971	79,055	21,992	5,808	・
新法基礎年金	36,272,557	33,057,750	891,935	2,251,920	70,952	・
（再掲）基礎のみ	7,204,147	5,188,733	135,438	1,852,290	27,686	・
（再掲）基礎のみ共済なし	5,973,635	4,018,830	132,848	1,800,184	21,773	・
福祉年金	-	-	・	・	・	・
合 計	43,848,530	33,703,468	1,758,891	2,484,892	5,892,695	8,584

- 注1. 人数の合計は、厚生年金保険（第1号）と基礎年金（同一の年金種別）を併給している者の重複分を控除した場合の受給者の数である。
2. 新法老齢厚生年金（第1号）のうち、旧法の老齢年金に相当するものは「老齢年金・25年以上」に、それ以外のものは「通算老齢年金・25年未満」に計上している。新法退職共済年金についても同様。
3. 厚生年金保険（第1号）の受給者は、厚生年金保険受給者全体から、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間（平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む）のみの者を除き、さらに、障害厚生年金受給者及び短期要件分の遺族厚生年金受給者について、それぞれ初診日又は死亡日に共済組合等の組合員等であった者を除いた者を計上している。
4. 「旧共済組合」は、厚生年金保険に統合された時点で旧J R共済、旧NT T共済、旧J T共済又は旧農林共済の受給権が発生していた受給者を計上している。
5. 「基礎あり」は、基礎年金（同一の年金種別）を併給している者の数である。
6. 新法基礎年金のうち、老齢基礎年金の受給資格期間を原則として25年以上有するものは「老齢年金・25年以上」に、それ以外のものは「通算老齢年金・25年未満」に計上している。
7. 「基礎のみ」は、同一の年金種別の厚生年金保険（第1号）（旧共済組合を除く）の受給権を有しない基礎年金受給者の数である。
8. 「基礎のみ共済なし」は「基礎のみ」の受給者のうち、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間（平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む）を有しない受給者の数である。
9. 「障害年金」及び「遺族給付」には、公務上・職務上を含む。
10. 寡婦年金については、新法においても存続しているが、国民年金第1号被保険者であった夫の妻のみに対して適用され、基礎年金一律の給付ではないため、新法分も便宜上旧法抛出处に計上している。

○ 令和8年4月末の厚生年金保険（第1号）及び国民年金の受給者の年金総額は、54.3兆円であり、前年同月に比べて、1.1兆円（2.0%）増加している。

表 3 制度別受給者年金総額						
(単位：百万円)						
	総 数	老 齢 給 付		障害年金	遺 族 給 付	
		老 齢 年 金 ・ 25 年 以 上	通 算 老 齢 年 金 ・ 25 年 未 満		遺 族 年 金	通 算 遺 族 年 金
厚生年金保険（第 1 号） 計	27,222,169	18,028,285	2,732,011	401,506	6,057,742	2,625
旧共済組合を除く	27,011,290	17,875,588	2,723,129	400,007	6,009,996	2,569
旧 法	371,395	131,888	23,881	24,605	188,510	2,509
新 法	26,622,347	17,739,137	2,699,172	373,963	5,810,075	・
（別掲）基礎年金	21,339,733	11,632,039	9,313,850	331,841	62,003	・
船員保険（旧法）	17,547	4,562	76	1,439	11,411	60
旧共済組合 計	210,879	152,697	8,881	1,499	47,746	56
旧 法	65,032	49,858	365	814	13,938	56
新 法	145,847	102,838	8,517	684	33,808	・
（別掲）基礎年金	103,609	71,111	31,662	835	*	・
国民年金 計	27,118,101	24,668,999	255,495	2,108,952	84,655	・
（再掲）基礎のみ共済なし・旧国年	4,615,705	2,841,001	52,688	1,694,502	27,514	・
旧法拠出制	112,029	69,735	18,872	20,845	2,577	・
新法基礎年金	27,006,072	24,599,264	236,624	2,088,106	82,077	・
（再掲）基礎のみ	5,488,835	3,700,634	34,591	1,721,672	31,939	・
（再掲）基礎のみ共済なし	4,503,676	2,771,266	33,816	1,673,657	24,937	・
福祉年金	-	-	・	・	・	・
合 計	54,340,270	42,697,284	2,987,506	2,510,457	6,142,397	2,625

注1. 厚生年金保険（第1号）受給者の年金総額は、老齢給付及び遺族年金（長期要件）については、平成27年9月以前の厚生年金保険被保険者期間及び平成27年10月以降の第1号厚生年金被保険者期間に係る年金総額を、平成27年10月以降に受給権が発生した障害厚生年金及び遺族厚生年金（短期要件）については、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間（平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む）を含めて算出した年金総額を計上している。

2. 新法老齢厚生年金（第1号）のうち、旧法の老齢年金に相当するものは「老齢年金・25年以上」に、それ以外のものは「通算老齢年金・25年未満」に計上している。新法退職共済年金についても同様。

3. 「旧共済組合」は、厚生年金保険に統合された時点で旧J R 共済、旧N T T 共済、旧J T 共済又は旧農林共済の受給権が発生していた者の当該年金の年金総額である。

4. 年金総額には一部支給停止額を含む。

5. 「（別掲）基礎年金」は併給する基礎年金額（同一の年金種別）である。

6. 新法基礎年金のうち、老齢基礎年金の受給資格期間を原則として25年以上有するものは「老齢年金・25年以上」に、それ以外のものは「通算老齢年金・25年未満」に計上している。

7. 「基礎のみ」は、同一の年金種別の厚生年金保険（第1号）（旧共済組合を除く）の受給権を有しない基礎年金受給者の年金総額である。

8. 「基礎のみ共済なし」は「基礎のみ」の受給者のうち、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間（平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む）を有しない受給者の年金総額である。

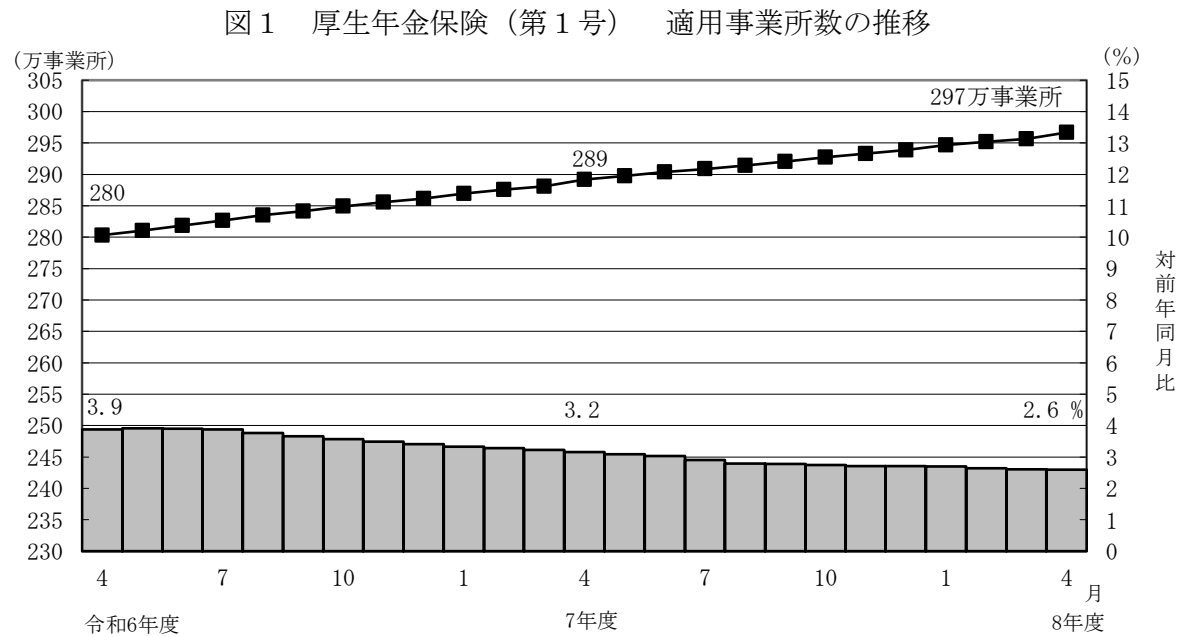
9. 「障害年金」及び「遺族給付」には、公務上・職務上を含む。

10. 寡婦年金については、新法においても存続しているが、国民年金第1号被保険者であった夫の妻のみに対して適用され、基礎年金一律の給付ではないため、新法分も便宜上旧法拠出制に計上している。

2. 厚生年金保険

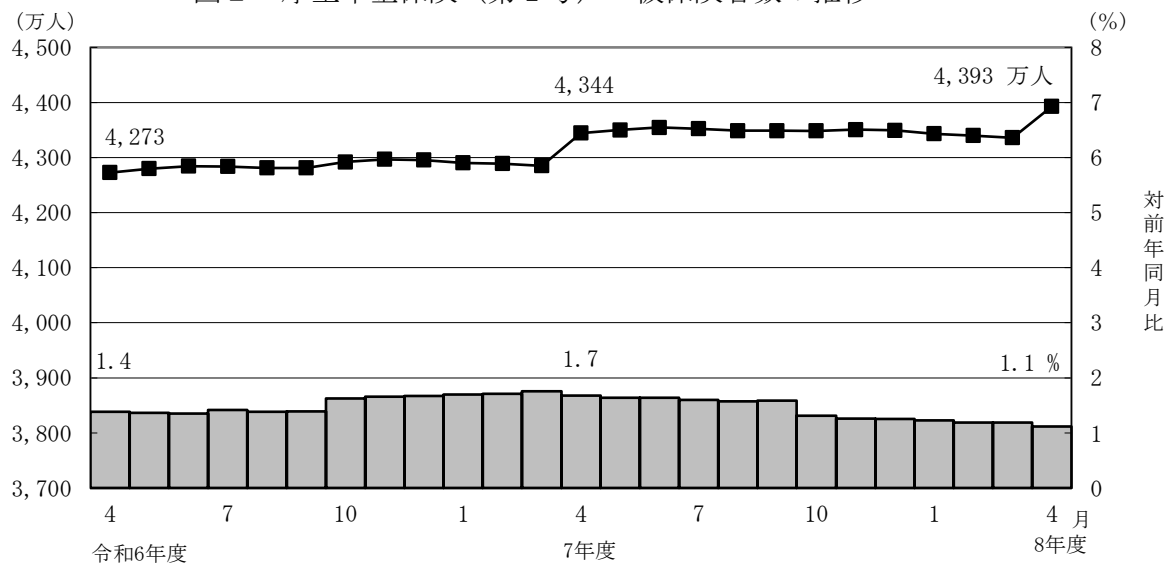
（1）適用状況

○ 令和8年4月末の厚生年金保険（第1号）の適用事業所数は297万事業所であり、前年同月に比べて8万事業所（2.6%）増加している。



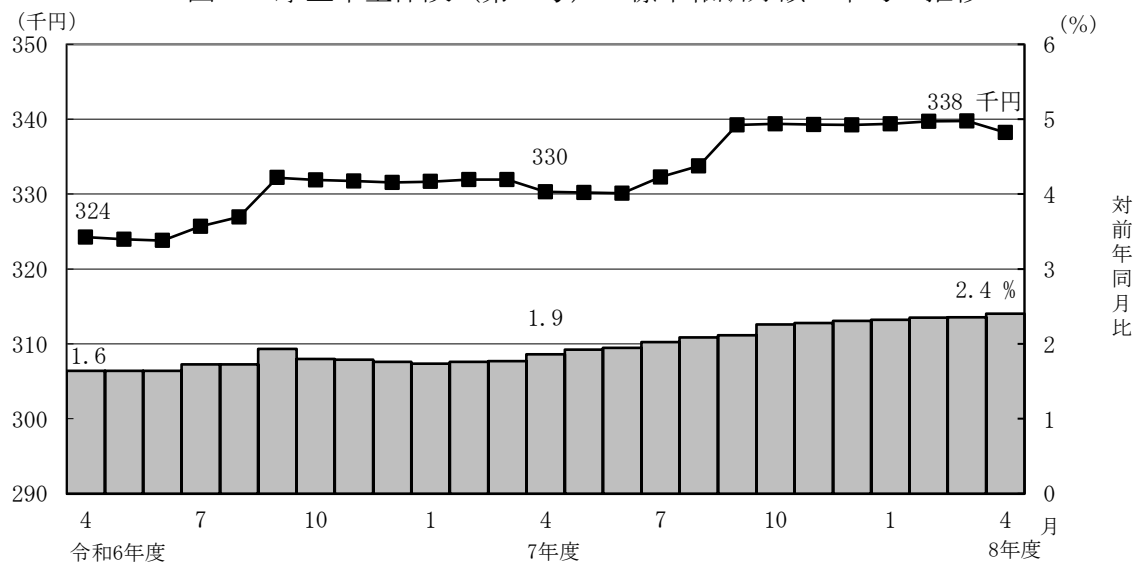
- 厚生年金保険（第1号）の被保険者数は4,393万人となっており、前年同月に比べて49万人（1.1%）増加している。内訳をみると、一般男子が2,561万人（対前年同月比8万人、0.3%増）、女子が1,827万人（対前年同月比40万人、2.3%増）、坑内員が4百人（対前年同月比21人、5.4%減）、船員が5万人（対前年同月比2百人、0.4%増）である。

図2 厚生年金保険（第1号） 被保険者数の推移



- 厚生年金保険（第1号）被保険者の標準報酬月額の前平均は、33万8,224円となっており前年同月に比べて2.4%増加している。内訳をみると、一般男子は38万3,372円（対前年同月比2.3%増）、女子は27万4,600円（対前年同月比3.1%増）、坑内員は41万4,189円（対前年同月比3.4%増）、船員が45万3,949円（対前年同月比2.0%増）である。

図3 厚生年金保険（第1号） 標準報酬月額の前平均の推移

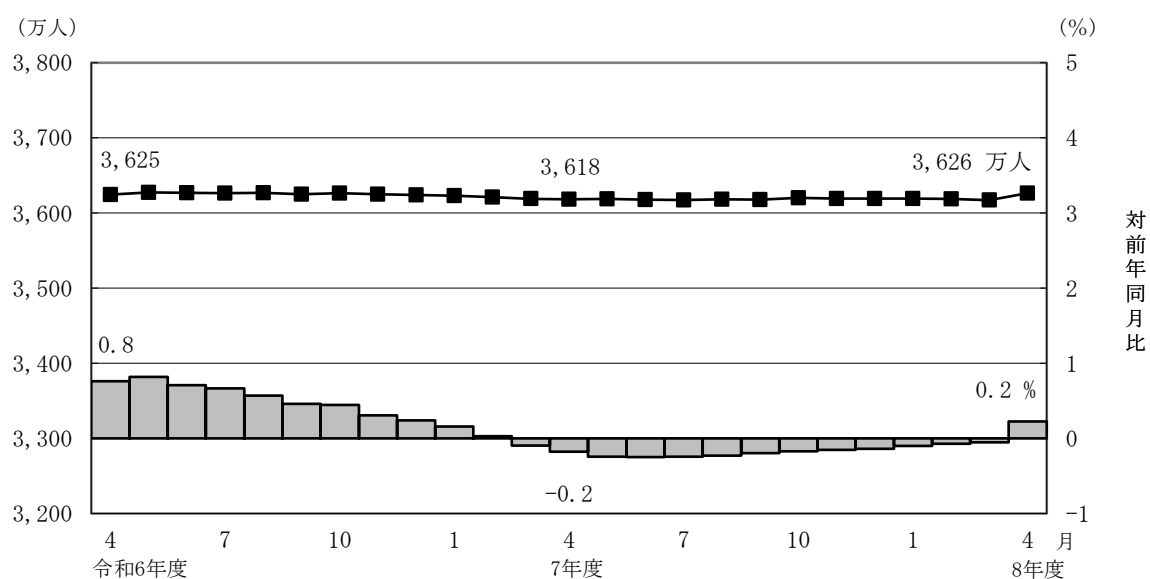


- 厚生年金保険（第1号）被保険者に係る賞与支給事業所数は10万事業所、賞与支給被保険者数は275万人、標準賞与額の前平均は27万8,071円となっている。

(2) 給付状況

- 令和8年4月末の厚生年金保険（第1号）受給者数は3,626万人（旧法厚年分34万人、新法厚年分3,572万人、旧法船保分9千人、旧共済分20万人）で、前年同月に比べて8万人（0.2%）増加している。
- 老齢給付の受給者数は2,981万人（旧法厚年分14万人、新法厚年分2,951万人、旧法船保分2千人、旧共済分16万人）で、前年同月に比べて1万人（0.0%）増加している。
- 障害給付の受給者数は57万人（旧法厚年分2万人、新法厚年分55万人、旧法船保分6百人、旧共済分2千人）で、前年同月に比べて3万人（4.7%）増加している。
- 遺族給付の受給者数は589万人（旧法厚年分18万人、新法厚年分566万人、旧法船保分6千人、旧共済分4万人）で、前年同月に比べて4万人（0.8%）増加している。

図4 厚生年金保険（第1号） 受給者数の推移



- 令和8年4月末の厚生年金保険（第1号）の受給者に係る老齢年金の平均年金月額
は、15万7,687円となっている。

- 令和8年4月末における失業給付との調整に該当する厚生年金保険（第1号）の受給権者数は1万人、高年齢雇用継続給付との併給調整に該当する受給権者数は2万人となっている。

表4 雇用保険の給付と厚生年金保険（第1号）の受給権者に係る老齢厚生年金との調整

	失 業 給 付								
	件数（人）			総停止年金額（千円）			平均停止月額（円）		
	計	老齢相当	通老相当 ・25年未満	計	老齢相当	通老相当 ・25年未満	計	老齢相当	通老相当 ・25年未満
令和7年11月	16,598	9,314	7,284	9,326,166	7,796,762	1,529,405	46,824	69,758	17,497
12月	15,115	8,280	6,835	8,245,430	6,806,301	1,439,130	45,459	68,501	17,546
令和8年1月	13,402	7,008	6,394	6,831,607	5,495,260	1,336,347	42,479	65,345	17,417
2月	12,943	6,632	6,311	6,359,313	5,053,010	1,306,302	40,944	63,493	17,249
3月	12,776	6,404	6,372	5,984,495	4,673,898	1,310,596	39,035	60,820	17,140
4月	12,323	6,125	6,198	5,793,717	4,490,115	1,303,603	39,180	61,090	17,527

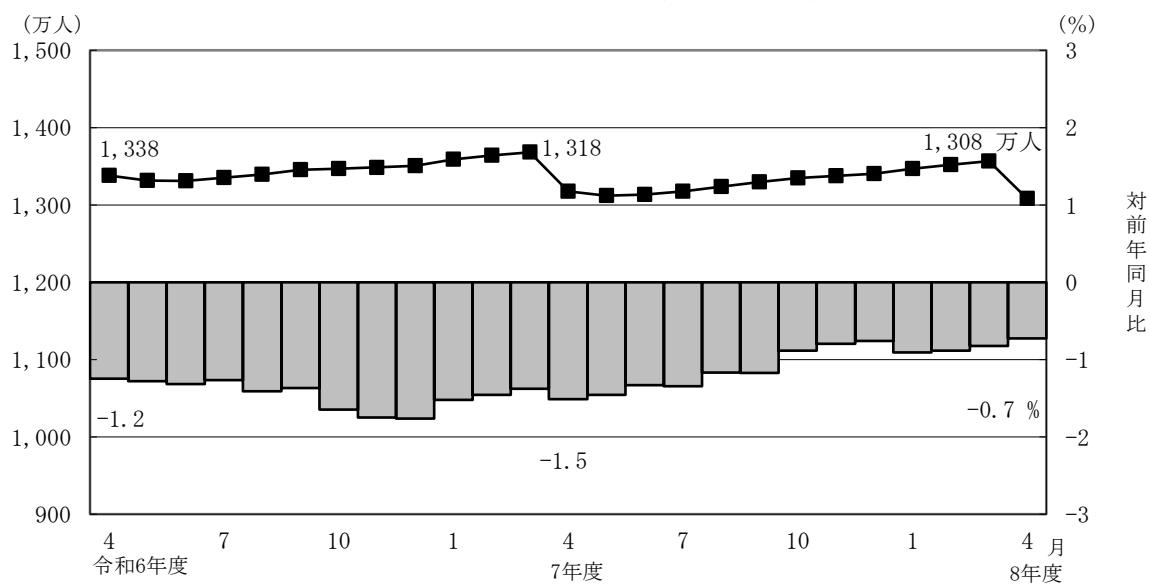
	高 年 齢 雇 用 継 続 給 付								
	件数（人）			高年齢雇用継続給付による停止総額（千円）			平均停止月額（円）		
	計	老齢相当	通老相当 ・25年未満	計	老齢相当	通老相当 ・25年未満	計	老齢相当	通老相当 ・25年未満
令和7年11月	45,805	43,229	2,576	5,885,186	5,616,953	268,233	10,707	10,828	8,677
12月	42,211	39,532	2,679	5,361,033	5,081,818	279,215	10,584	10,712	8,685
令和8年1月	35,959	33,317	2,642	4,528,259	4,246,531	281,728	10,494	10,622	8,886
2月	30,563	27,966	2,597	3,764,151	3,484,302	279,849	10,263	10,383	8,980
3月	25,728	23,104	2,624	3,057,613	2,773,538	284,075	9,904	10,004	9,022
4月	23,886	21,270	2,616	2,786,822	2,501,693	285,129	9,723	9,801	9,083

3. 国民年金

(1) 適用状況

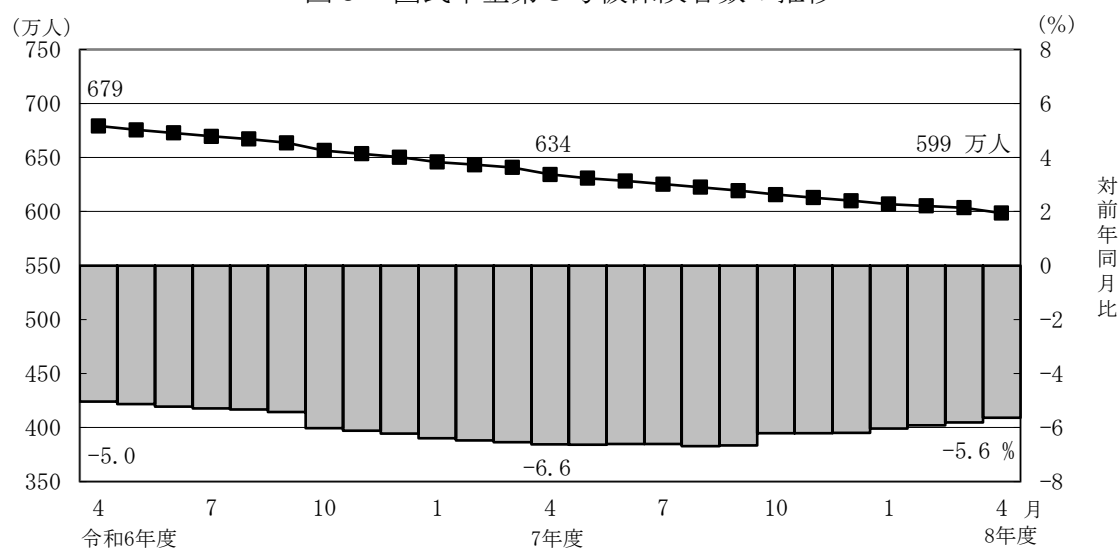
- 令和8年4月末の第1号被保険者数（任意加入被保険者を含む。）は、1,308万人となっており、前年同月に比べて10万人（0.7%）減少している。内訳をみると、男子は693万人（対前年同月比5万人、0.7%減）、女子は615万人（対前年同月比5万人、0.8%減）である。

図5 国民年金第1号被保険者数（任意加入を含む）の推移



- 第3号被保険者数は599万人となっており、前年同月に比べて36万人（5.6%）減少している。内訳をみると、男子は14万人（対前年同月比6千人、4.2%増）、女子は585万人（対前年同月比36万人、5.8%減）となっている。

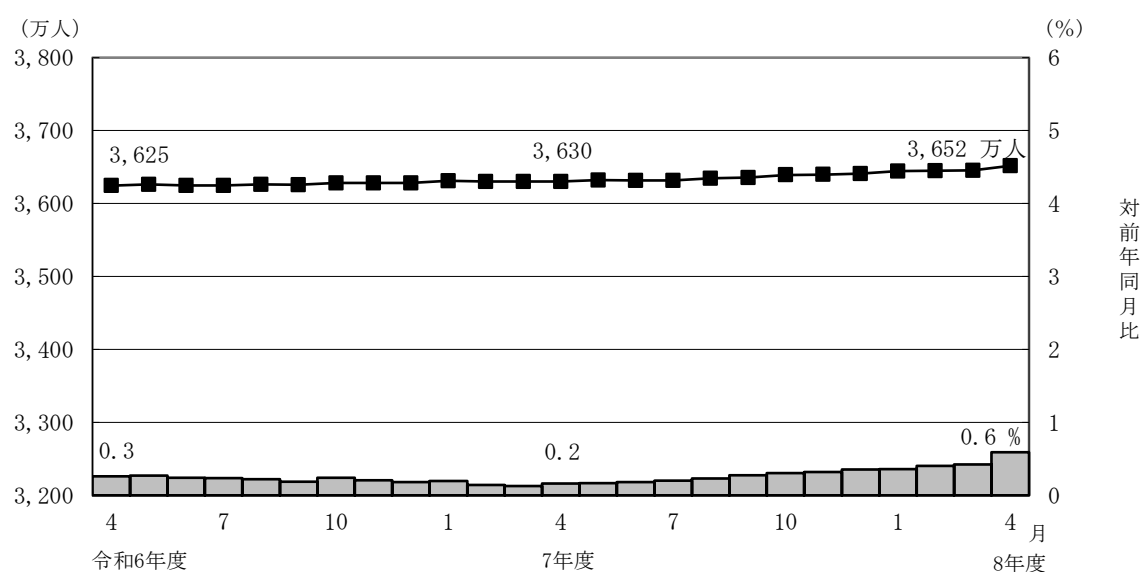
図6 国民年金第3号被保険者数の推移



（２）給付状況

- 令和8年4月末の国民年金受給者数は3,652万人（旧法拠出制24万人、基礎年金3,627万人）で、前年同月に比べて21万人（0.6%）増加している。
- 老齢給付の受給者数は3,417万人（旧法拠出制22万人、老齢基礎年金3,395万人）で、前年同月に比べて16万人（0.5%）増加している。
- 障害給付の受給者数は227万人（旧法拠出制2万人、障害基礎年金225万人）で、前年同月に比べて5万人（2.4%）増加している。
- 遺族給付の受給者数は8万人（旧法拠出制6千人、遺族基礎年金7万人）で、前年同月に比べて1千人（1.2%）減少している。

図7 国民年金受給者数の推移



- 国民年金の老齢年金・25年以上の受給者の平均年金月額は、令和8年4月末で6万1,928円となっている。
老齢年金・25年以上の新規裁定者（受給者）の平均年金月額は、5万9,150円となっている。
- 旧法老齢年金受給権者及び老齢厚生年金（厚生年金保険（第1号）（旧共済組合を除く））の受給権を有しない老齢基礎年金の受給権者について繰上げ受給の状況をみると、4月は新規裁定者1万人のうち繰上げ受給権者が1千人となっており、繰上げ受給率は9.8%である。なお、令和7年度新規裁定者の繰上げ受給率は9.3%となっている。